

2020年（令和2年）11月24日

明石市立学校  
保護者 様

明石市教育委員会

### 感染症登校（園）許可書（インフルエンザ）の変更について

平素は、本市の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、明石市医師会およびあかし保健所と協議し、保護者および医療機関の負担軽減および感染症拡大防止を図るため、インフルエンザについてはこれまでの「感染症登校（園）許可書」に代わり、**12月1日より「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用し、保護者の方に作成していただく**ことになりました。なお、その他の感染症については従来の「登校（園）許可書（インフルエンザの項目を除いたもの）」を使用いたします。

保護者の皆様におかれましては、下記の使用方法等をご一読の上、ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

1 使用開始 令和2年12月1日（火）

2 使用方法

(1) インフルエンザの診断を受けた際、**医師に発症日を尋ねてください。**

(2) 医師から聞いた発症日を「インフルエンザによる欠席期間の報告書」に記入してください。

(3) 「発症後5日」かつ「熱が下がった後2日」経過した日に登校可能と記入してください。  
登校可能となった日以降、登校することができます。

(4) 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」は登校した際、学校に提出してください。

3 その他

(1) インフルエンザの罹患が疑われる場合には、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を持参して受診してください。

(2) インフルエンザを除く、その他の感染症については従来どおり医師からの「登校（園）許可書（インフルエンザを除いたもの）」が必要となります。

(3) 12月1日以前のインフルエンザについては「登校（園）許可書（インフルエンザの項目を含んだもの）」を使用してください。

(4) 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」および「登校（園）許可書」は、市教育委員会および学校のホームページより12月1日からダウンロードできます。

# インフルエンザによる欠席期間の報告書

明石市立学校長 宛

《インフルエンザ罹患者》 年 組 名前

医療機関で聞いた発症日  
を記入してください。

保護者名

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
日にち											
平熱になった日に○											

《受診した医療機関》 《受診日》 令和 年 月 日

## 【記入方法及び留意点】

- インフルエンザと診断された場合は、必ず学校へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。  
①発症した後5日経過している。②熱が下がった後2日（幼児は3日）経過している。  
※この間は「出席停止」の扱いになります。（学校保健安全法施行規則第19条）
- 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書を学校に提出してください。  
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は本校ホームページからダウンロードすることができます。
- インフルエンザへの罹患が疑われる場合には、この報告書を医療機関へ持参してください。

医療機関で聞いた発症日  
を記入してください。

発症後、最低5日間は登校できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1 日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
平熱になった日に○			○	1日目	2日目		登校可能	
例2 日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
平熱になった日に○					○	1日目	2日目	登校可能

熱が下がった後2日間は登校できません

## 《インフルエンザでのご家庭での注意点》

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違う様子がみられた際は、早めに病院を受診してください。
- ・異常行動が見られることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんを起こしたとき、呼びかけに応答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。